

本県条例に基づく地球温暖化対策計画書制度の概要について

1 規制法令

県民の生活環境の保全等に関する条例

2 対象事業者（地球温暖化対策事業者）

県内（名古屋市内を除く。）の工場等で、以下の要件に該当する工場等を設置し、又は管理している者

[要件] 燃料、熱及び電気の年度の使用量（原油換算）の合算が1,500キロリットル以上

注) 1 熱及び電気については、他人から供給されたものに限る。

2 燃料及び電気については、工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機による使用量（県内において使用される量に限る。）を含む。

3 作成・提出書類

- 新たに地球温暖化対策事業者に該当することとなった者は、翌年度に「地球温暖化対策計画書（計画書）」を提出
- 計画書は、計画期間（原則として3年）ごとに提出
- 計画書を提出した者は、その翌年度以降、毎年「地球温暖化対策実施状況書」を提出

[計画書の記載事項]

- ・ 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制
- ・ 温室効果ガスの排出の状況
- ・ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置等

(注) 対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF₆の6種類です。

県民生活の環境保全等に関する条例（地球温暖化対策計画書関係）

（地球温暖化対策計画書の作成等）

第七十三条 温室効果ガス総排出量が相当程度多い工場等として規則で定める工場等を設置し、又は管理している者（国及び地方公共団体を除く。以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該工場等に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。

2 地球温暖化対策事業者は、前項の規定により地球温暖化対策計画書を作成したときは、その内容を公表するよう努めなければならない。

(地球温暖化対策実施状況書の作成等)

第七十四条 地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、地球温暖化対策計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施の状況を記載した書面（以下「地球温暖化対策実施状況書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、地球温暖化対策実施状況書について準用する。

(地球温暖化対策計画書等の提出に係る勧告)

第七十五条 知事は、地球温暖化対策事業者が第七十三条第一項又は前条第一項の規定により地球温暖化対策計画書又は地球温暖化対策実施状況書を提出しないときは、その者に対し、これを提出すべきことを勧告することができる。

(報告及び検査)

第一百四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙、粉じん、炭化水素系物質、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭若しくはダイオキシン類（以下この項において「ばい煙等」という。）を発生させ、若しくは排出している者、特定有害物質等を取り扱う者（特定有害物質等取扱事業者を含む。）、土壌若しくは地下水の特定有害物質による汚染に係る土地の所有者等、土地の形質の変更をする者、地下水を採取している者、特定化学物質等取扱事業者、地球温暖化対策事業者、特定建築主、特定自動車使用事業者若しくは自動車販売業者から必要な報告を求め、又はその職員に、ばい煙等を発生し、若しくは排出している工場等その他の場所、特定有害物質等取扱事業所、土壌若しくは地下水の特定有害物質による汚染に係る土地、土地の形質の変更をする土地、地下水を採取している工場等その他の場所、特定化学物質等取扱事業所、特定建築物若しくはその敷地若しくは建築工事場若しくは自動車の所在すると認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件若しくはばい煙等の発生若しくは排出、土壌若しくは地下水の汚染若しくは地下水の採取の状況を検査させることができる。

県民生活の環境保全等に関する条例施行規則（地球温暖化対策計画書関係）

(温室効果ガス総排出量が相当程度多い工場等)

第八十条 条例第七十三条第一項の規則で定める工場等は、燃料並びに他人から供給された熱及び電気の年度の使用量（工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料及び電気の使用量（県内において使用される量に限る。）を含む。）をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第四条各項の規定の例により原油の数量に換算した量を合算した量が千五百キロリットル以上である工場等とする。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第八十一条 条例第七十三条第一項の地球温暖化対策計画書は、工場等が前条に規定する工場等に該当することとなった年度の翌年度から原則として三年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。

2 条例第七十三条第一項の地球温暖化対策計画書及び条例第七十四条第一項の地球温暖化対策実施状況書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制
- 二 温室効果ガスの排出の状況
- 三 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置

3 条例第七十三条第一項の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、第一項に規定する計画期間の初年度の六月末日までに、地球温暖化対策計画書提出書（様式第四十八）によってしなければならない。

4 条例第七十四条第一項の規定による地球温暖化対策実施状況書の提出は、毎年度六月末日までに、地球温暖化対策実施状況書提出書（様式第四十九）によってしなければならない。